

瀬戸市教育振興基本計画 2031 (案)

瀬戸市教育委員会

令和 年 月

はじめに

瀬戸市教育委員会では、「教育は人を育て、まちを育てる」という考えのもと、2005年（平成17年）に「第1次教育アクションプラン」（瀬戸市教育振興基本計画）を、2016年（平成28年）には、後継計画である「第2次教育アクションプラン」を策定し、およそ四半世紀にわたって様々な施策を実行し、学校教育・社会教育の分野で確かな足跡を残してきました。

この間、急激な少子高齢化・デジタル化・国際化・価値観の多様化などにより、社会の変化は著しいものとなりました。また、「人生100年時代」とも言われるようになり、いくつかの節目においてそれぞれが人生を切り拓いていくために、学び続けることが重要との指摘も多くなされるようになってきました。そういったことなどから学校教育・社会教育を取り巻く状況も大きく変化してきました。

瀬戸市教育委員会は、こういった社会背景に加え、国・県の教育振興基本計画や瀬戸市教育大綱、さらには文部科学省による次期学習指導要領の改訂の方針等を踏まえ、今回の新たな教育振興基本計画を策定することとしました。策定にあたり、従来の教育アクションプランで示してきた3つの理念を継承する一方で、今後取り組むべき施策の方向性をこれまでより明確化・重点化することとしました。

今回の瀬戸市教育振興基本計画が、学校現場・社会教育の現場に十分浸透し、それぞれの施策が実効性あるものとして機能し、ふるさと瀬戸市の持続的発展に寄与することを願っています。

最後に、この基本計画を策定するにあたり関わっていただいた皆様に感謝申し上げますとともに、瀬戸市の新たな教育を創りあげていくために、市民の皆様には、今後とも引き続きご理解・ご支援賜りますようお願い申し上げます。

令和 年 月

瀬戸市教育長 加藤 正彦

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象範囲	4
4. 計画期間	4
5. 計画の名称	4
6. 国や瀬戸市の方針	5
7. 本市の教育を取り巻く状況	7
8. 第2次計画の点検及び評価を通じて見えてきた課題と視点	10

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	11
2. 目指す学びの姿	12
3. 基本方針	13
4. 計画の体系図	15

第3章 取組の方向性・主な取組

取組の方向性1－(1) 主体的・対話的で深い学びの実現	17
取組の方向性1－(2) 健やかな体の育成	19
取組の方向性1－(3) 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進	21
取組の方向性1－(4) 情報活用能力の育成	23
取組の方向性2－(1) 誰一人取り残されない教育の推進	25
取組の方向性2－(2) 豊かな心の育成	27
取組の方向性3－(1) 地域の中で子どもを育む仕組づくりの推進	29
取組の方向性4－(1) 生涯にわたり学ぶことができる機会の提供	31
取組の方向性4－(2) 読書に親しむ環境づくりの推進	33
取組の方向性5－(1) 子どもの学びを支える教育環境整備の推進	35
取組の方向性5－(2) 将来を見通した教育環境整備の実施	37

第4章 計画の推進

1. 計画の進行管理	39
2. 関係部署との連携	39

参考資料

○瀬戸市教育振興基本計画検討会	41
○子どもからの意見聴取の結果	
○パブリックコメントの結果	

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

- 本市では、第2次瀬戸市教育アクションプラン（以下「第2次計画」という。）を2016年度（平成28年度）に策定し、2021年度（令和3年度）に中間見直しを行い、基本理念の達成に向けて、教育施策を計画的に推進し、本市の教育の充実に取り組んできました。
- 次期瀬戸市将来計画の計画開始時期が2027年度（令和9年度）となったことから、次期瀬戸市将来計画との整合を図るため、第2次計画の計画期間を1年延長し、令和9年度を開始時期として計画を策定することとしました。
- 第2次計画の計画期間の終了に伴い、これまでの取組の課題や新たな課題、社会情勢の変化に対応する新たな計画の策定が必要となっています。
- これらを踏まえ、国や社会の動向、本市の現状のほか、次期瀬戸市将来計画の将来像の実現に必要な要素などを踏まえながら、本市の目指す教育の方向性を明らかにするため、本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

- 教育基本法第17条第2項に定める「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。
- 本計画は、上位計画である次期瀬戸市将来計画における教育（学び）分野の基本計画を含む分野別個別計画であり、市長が定める瀬戸市教育大綱を踏まえ、その理念を具体化するものです。
- 子ども読書活動の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（市町村子ども読書活動推進計画）」を含みます。

【該当箇所】

取組方針4-(2) 読書に親しむ環境づくりの推進

取組① 読書に親しむ機会の提供・充実

取組② 読書活動推進のための環境の充実

取組③ 読書活動への理解と関心の普及・啓発

- 学校教育の情報化の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（市町村学校教育情報化推進計画）」を含みます。

【該当箇所】

取組方針1-(4) 情報活用能力※の育成

取組① ICTを活用した児童生徒の資質・能力の向上

取組② ICTを活用した教育の充実

取組方針5-(1) 子どもの学びを支える教育環境整備の推進

取組② ICTを活用するための環境・体制の整備

- 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、生涯学習の振興に関する施策の方向性を示します。

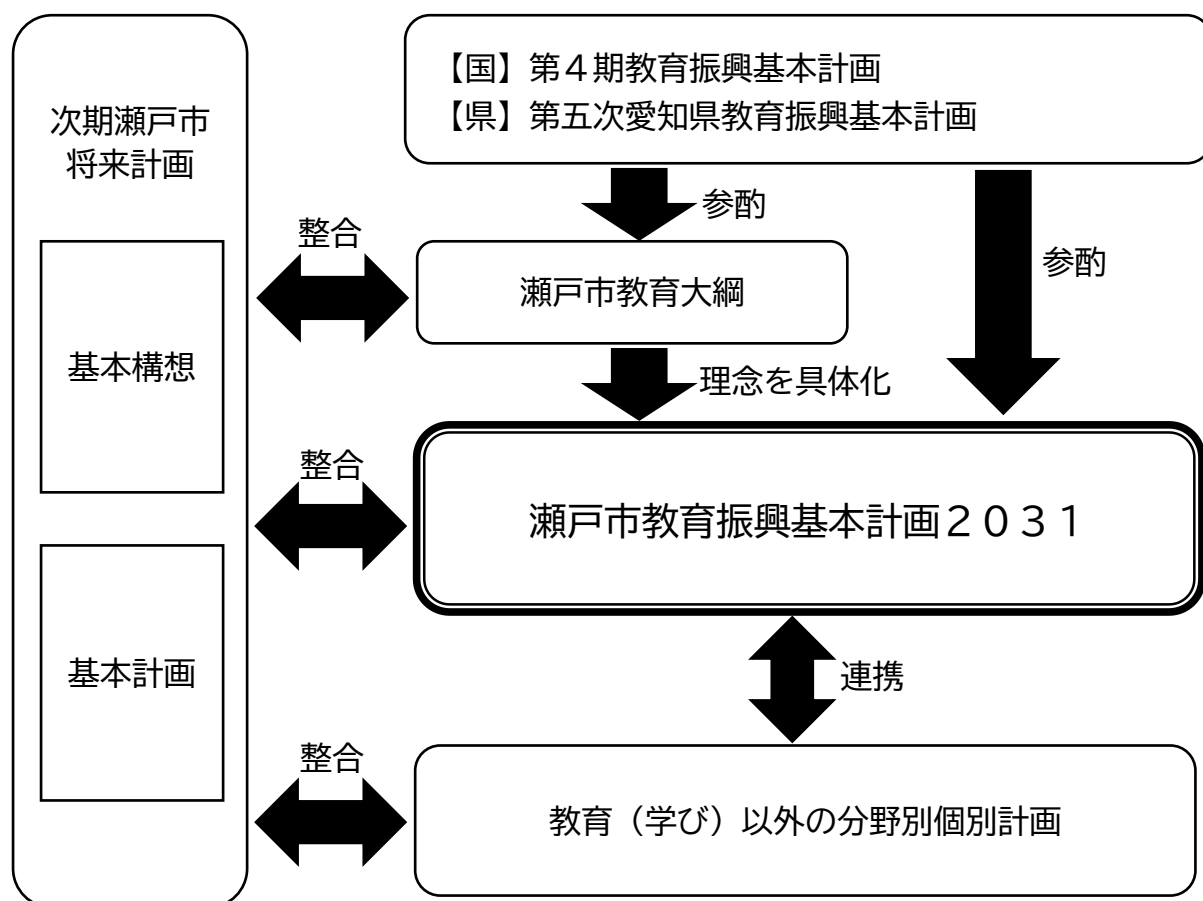
【該当箇所】

取組方針4-(1) 生涯にわたり学ぶことができる機会の提供

取組① 生涯にわたり学ぶ機会の提供

【用語解説】

情報活用能力：パソコンの操作だけでなく、情報を見極め、安全かつ効果的に使いこなす「学習の基盤」となる能力。



【用語解説】

教育大綱：国の教育方針を参考にしつつ、都道府県や市区町村などの自治体が地域の実情に合わせて定める「教育・学術・文化振興に関する総合的な基本方針」です。知事や市長などの首長が、教育委員会と協議のうえ策定します。

3. 計画の対象範囲

- 「瀬戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和6年条例第27号）」により、瀬戸市長が管理し及び執行する事務を本計画の対象範囲外とし、教育委員会所管の事務を主な対象範囲とします。

市長が管理し、及び執行する教育に関する事務

- (1) 博物館及び公民館の設置、管理及び廃止に関する事（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、博物館及び公民館のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。
- (3) 文化に関する事（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関する事。

- 本計画は、学習指導要領に基づく取組を前提としつつ、本市の特色や課題を踏まえた取組に重点を置き、施策の方向性を示すものです。

4. 計画期間

本計画の計画期間は、2027年度（令和9年度）から2031年度（令和13年度）までの5年間とします。

5. 計画の名称

本計画の名称は、第1次、第2次計画で使用してきた「教育アクションプラン」ではなく「教育振興基本計画」とします。

- 社会情勢の変化に迅速に対応するため、計画期間を10年間から5年間に変更し、方向性を示す基本計画へ、策定方針を変更するため。
- 教育基本法第17条第2項に定める「教育振興基本計画」として位置づけるため、名称を統一します。

6. 国や瀬戸市の方針

(1) 国の第4期教育振興基本計画

- 計画のコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、5つの基本的方針と16の教育政策の目標、基本施策及び指標を示しています。

各地方公共団体には、本計画の方針や施策を実効性あるものとするために、基本計画を参酌しつつ、その地域の実情に応じた適切な対応がなされるよう期待されています。

- 基本施策（本計画の策定に関連する主な施策を抜粋して記載）

本計画の策定に関連する事項を抜粋します。

- ・主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実
- ・持続可能な社会の創り手の育成に向けたキャリア教育の推進
- ・情報活用能力の育成と ICT 活用教育の推進
- ・不登校児童生徒への支援の充実
- ・インクルーシブ教育システムの推進
- ・外国人児童生徒等への支援の充実
- ・生涯学習の推進に向けた支援体制の充実
- ・学校・家庭・地域の連携・協働による地域教育の向上
- ・健やかな体の育成
- ・働き方改革の推進
- ・安心・安全な学校づくりの推進
- ・教育 DX の推進及び ICT 教育環境の整備

(2) 次期瀬戸市将来計画

●2040 年に実現したい瀬戸のまちの姿（将来像）

混ざって生まれる。
化学変化が〇〇なまち。

瀬戸は、1000 年以上にわたり、やきものづくりを通して、異なる素材や技術を融合させながら新しい価値を生み出してきました。その挑戦の積み重ねこそが、瀬戸らしさであり、未来へ受け継ぎたいまちの財産です。

私たちが 2040 年に目指すのは、多様な人や地域、文化、産業、技術が自然に混ざり合い、互いに影響し合いながら、新しい価値を生み出す「化学変化」が当たり前になっている状態です。

違いを受け入れ、出会いを楽しみ、新しい可能性を生み出していく。そこから生まれた新たな価値が次の出会いや挑戦を呼び、さらに新しい価値へとつながっていく。その積み重ねが、瀬戸の未来をつくれます。

誰もが自分らしく輝きながら、次の時代の瀬戸をともに創り続ける。そのようなまちを目指して、この将来像を掲げます。

●将来像の実現に必要な要素（本計画の策定に関連する主要要素を抜粋して記載）

【瀬戸らしいダイバーシティを実現する】

- ・多様な価値観が混ざり合い、未来に向けた新たな変化（価値観の創出）を促す

【挑戦が育つ学びをつくる】

- ・アントレプレナーシップ（起業家精神）やチャレンジ精神を育む学びを進める
- ・多様な学び／学び直しのか場・機会をつくる

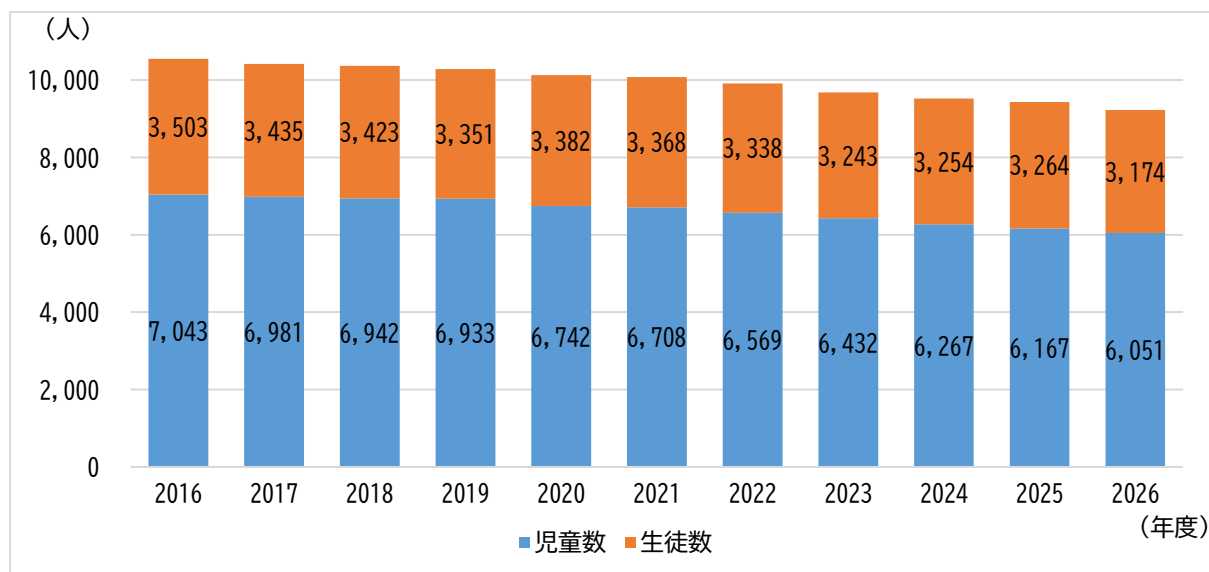
【変化を促すテクノロジーと融合する】

- ・デジタル技術を徹底的に活用する

7. 本市の教育を取り巻く状況

(1) 児童生徒数の推移

児童生徒数は減少傾向であり、第2次計画策定時である2016年度（平成28年度 児童数7,043人＋生徒数3,503人＝10,546人）と、2026年度（令和8年度 児童数6,051人＋生徒数3,174人＝9,225人）を比較すると、約12.5%（1,321人）減少しています。



【資料：学校基本調査（5月1日現在）】

【参考】

●2026年5月1日現在の就学前児童数

	小学校入学年度	生年月日	人数
0歳	2032年度（令和14年度）	令和7年4月2日～令和8年4月1日	601人
1歳	2031年度（令和13年度）	令和6年4月2日～令和7年4月1日	660人
2歳	2030年度（令和12年度）	令和5年4月2日～令和6年4月1日	763人
3歳	2029年度（令和11年度）	令和4年4月2日～令和5年4月1日	777人
4歳	2028年度（令和10年度）	令和3年4月2日～令和4年4月1日	859人
5歳	2027年度（令和9年度）	令和2年4月2日～令和8年3月1日	909人

【資料：住民基本台帳（令和8年5月1日現在）】

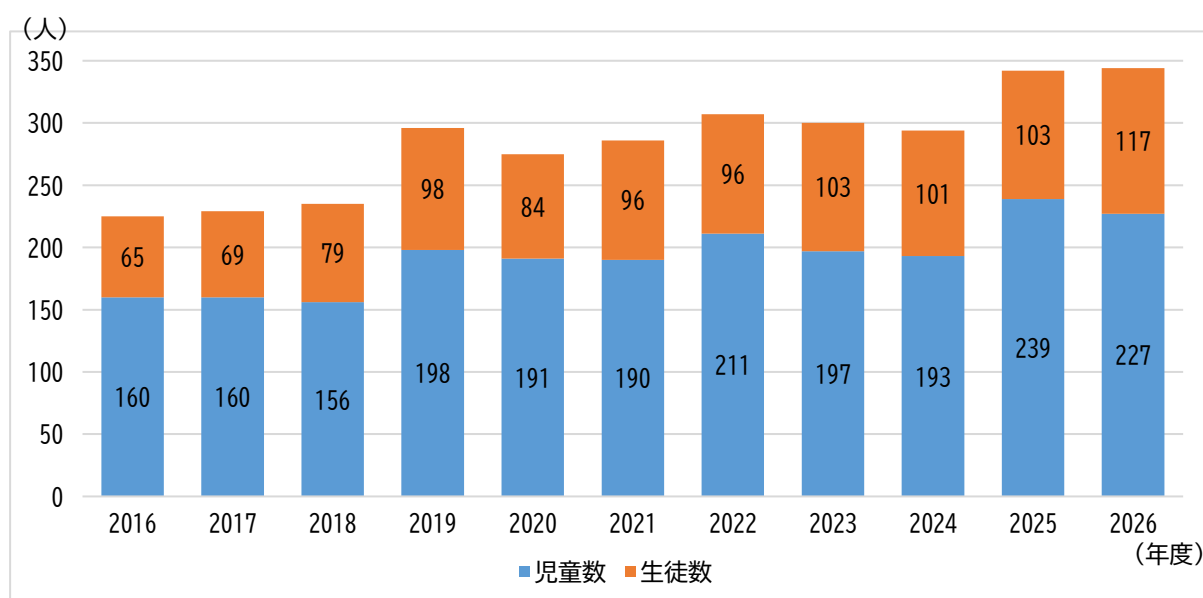
●小学校入学時の児童数

小学校入学年度	0 歳児時点	入学時	差
2026 年度（令和 8 年度）	811 人	940 人	+139 人
2025 年度（令和 7 年度）	823 人	980 人	+157 人
2024 年度（令和 6 年度）	832 人	984 人	+152 人
2023 年度（令和 5 年度）	868 人	999 人	+131 人
2022 年度（令和 4 年度）	816 人	991 人	+175 人

【資料：住民基本台帳（5 月 1 日現在）、学校基本調査（5 月 1 日現在）】

(2) 外国人児童生徒数の推移

外国人児童生徒数は、近年、児童数は 200 人を超え、生徒数は 100 人前後で推移しています。



【資料：日本語教育が必要な児童生徒に関する調（5 月 1 日現在）、

学校基本調査（5 月 1 日現在）】

【2026 年度（令和 8 年度）の詳細】

- ・外国人児童数は 227 人、生徒数は 117 人です。
- ・日本語教育が必要な児童数は 231 人、生徒数は 109 人です。
- ・日本語教育が必要な児童生徒は、掛川小学校及び水南小学校を除く小学校 12 校、中学校 7 校に在学しています。
- ・日本語教育が必要な児童生徒の母国語は、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、ベトナム語他、16 言語に渡ります。

(3) 学校数

子どものより良い教育環境を整えるため、第2次計画の計画期間（2016年度（平成28年度）～2026年度（令和8年度））に、学校の適正規模・適正配置の取組を進めました。

●第2次計画開始時 2016年度（平成28年度）

小学校：20校 中学校：8校 特別支援学校：2校

●2020年（令和2年）4月

施設一体型小中一貫校 にじの丘学園（にじの丘小学校・にじの丘中学校）開校

にじの丘小学校（道泉小・深川小・古瀬戸小・東明小・祖母懐小学校が統合）

にじの丘中学校（本山中・祖東中学校が統合）

●2026年（令和8年）4月

施設分離型小中一貫校 光陵学園（みつば小学校・光陵中学校）開校

みつば小学校（原山小・萩山小・八幡小学校が統合）

●現在 2026年度（令和8年度）

小学校：14校 中学校：7校 特別支援学校：2校

※特別支援学校は、2028年（令和10年）4月に萩山校舎にて統合予定

【小学校】

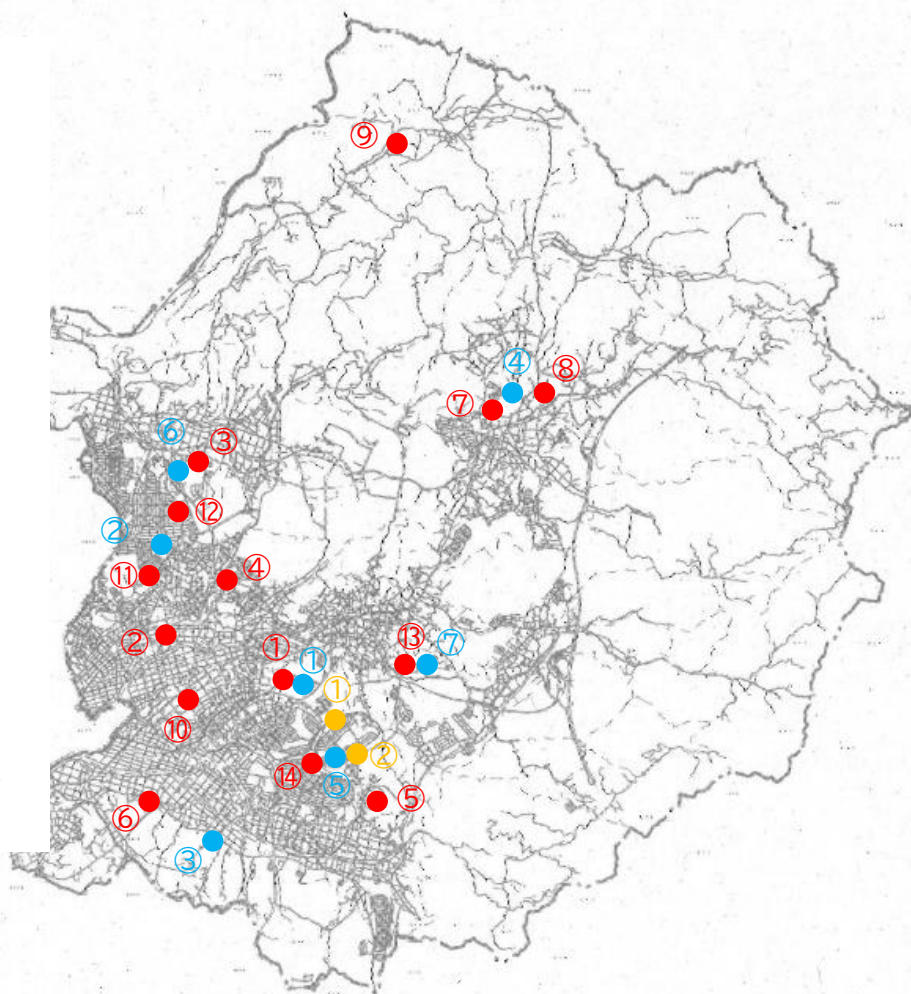
- ①陶原
- ②效範
- ③水野
- ④水南
- ⑤幡山東
- ⑥幡山西
- ⑦下品野
- ⑧品野台
- ⑨掛川
- ⑩長根
- ⑪東山
- ⑫西陵
- ⑬にじの丘
- ⑭みつば

【中学校】

- ①水無瀬
- ②南山
- ③幡山
- ④品野
- ⑤光陵
- ⑥水野
- ⑦にじの丘

【特別支援学校】

- ①萩山校舎
- ②光陵校舎



8. 第2次計画の点検及び評価を通じて見えてきた課題と視点

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定める「毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価」を行っています。

●主な課題と視点

項目	基本方針へ 反映
夢と希望を持った子どもの育成	1
教育の ICT 化により、子どもたちの深い学びと個別最適な学びの実践	1・5
いじめや不登校等支援が必要な児童生徒への対応のため、多様な学びの場や支援体制の構築	2
多様化する特別支援教育に関するニーズに対応するための充実、人材育成と支援体制の強化	2
言語の習得だけでなく、自分の国や地域の理解を深め、ものごとを考えることができる子どもの育成	2
外国人児童生徒・日本語教育を必要とする児童生徒の増加	2
社会に開かれた教育課程の実施や地域と学校の熟議の推進	3
健康の保持・増進だけでなく、すべての市民が安心・安全にスポーツを楽しむことができる機会を確保	4
子どもの読書ばなれ	4
児童生徒数の推移、学校施設の機能・維持管理の状況を踏まえ、適正規模・適正配置の検討	5
照明 LED 化改修や屋上防水改修などの個別改修により、施設の老朽化対策の実施	5

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

.....

瀬戸のすべての子どもたちが「瀬戸で学んでよかった」
瀬戸のすべての保護者※が「我が子を瀬戸で育ててよかった」
瀬戸のすべての市民が「瀬戸で生きてよかった」

- 第1次及び第2次計画においても掲げてきたこの基本理念は、本市の教育が目指す方向性を示す根幹的な考え方であり、本計画においても継承するものとします。
- 瀬戸のすべての子どもたちが「瀬戸で学んでよかった」と実感できる教育の実現を目指すとともに、保護者や市民にとっても「瀬戸で我が子を育て、暮らし、生きてよかった」と感じられるような環境づくりを目指します。

※第1次及び第2次計画では“親たち”としていましたが、教育施策は多様な家庭環境に対応する必要があるため、より包括的な“保護者”という表現に変更します。

2. 目指す学びの姿

「基本理念」の実現に向けて、本市が目指す人づくりと学びの方向性を「目指す学びの姿」として掲げます。

人や地域とのつながりの中で郷土への愛着を深め、
まちと未来を拓く人を育む

- 国の教育振興基本計画において、持続可能な社会の創り手として主体的に課題解決に取り組む人材の育成や、地域や社会、国際的なつながりを持つことができるような教育を推進することで、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指すことが重要とされています。
- 第五次愛知県教育振興基本計画では、持続可能な社会の創り手の育成や、多様性を尊重しながら一人一人の可能性を引き出す教育、人と人とが支え合い高め合う学びの推進が重視されています。
- 瀬戸市教育大綱において、“瀬戸らしい”教育をまちづくり、人づくりにつなげていくことが示されています。
- 次期瀬戸市将来計画の基本構想において、チャレンジ精神を育む学びをすすめることや多様な学びの機会をつくることが、将来像の実現に必要な要素とされており、また、将来像のイメージであるまちの持続性をつくるには、市への愛着や誇りの醸成が重要とされていることから、これらと連動した取組が求められています。
- 国や県の方向性、本市の将来像などを踏まえ、人や地域とのつながりの中で学び、地域への理解と愛着を深めながら、まちや未来のために自ら考え行動できる人を育みたいとの思いを込めて、目指す学びの姿を掲げました。

3. 基本方針

- 第2次計画では、「自ら考え、学び、生き抜く力」を育成するため、国が理念とした「創造」、「自立」、「協働」に加え、「共生」、「挑戦」の5つの要素について、基本的な方向を目指していました。
- 第2次計画において育成を目指してきた5つの要素は、国や瀬戸市の方針において示されている、これからの社会に必要な力につながるものであることから、本計画においても引き続き重要な視点として継承し、「目指す学びの姿」の実現に向けて、5つの基本方針を定めます。

基本方針1 持続可能な社会の創り手の育成

変化の激しい社会の中でも、自ら考え他者と協力しながら、たくましく未来を切り拓く力を育むため、主体的・対話的で深い学びや健やかな体の育成、本物に触れる体験、情報活用能力の育成に取り組み、「持続可能な社会の創り手」の育成を図ります。

基本方針2 明日また来たいと思える学校づくりの推進

すべての子どもたちが安心して学び、自分らしく成長しながら幸せや生きがいを実感できるよう、誰一人取り残されない教育の推進や豊かな心の育成、多様な教育的ニーズに応じた支援の充実に取り組み、「明日また来たいと思える学校づくり」を進めます。

基本方針3 地域とともにある学校づくりの推進

人や地域とのつながりの中で郷土への愛着を育み、子どもたちの豊かな成長を支えるため、学校と地域が目標を共有し、地域資源を活用した教育や連携・協働による活動に取り組み、「地域とともにある学校づくり」を進めます。

基本方針4 生涯にわたり学ぶことができる環境づくりの推進

誰もが学ぶ楽しさや喜びを感じながら、学びを通じて人や地域とのつながりを深められるよう、図書館を滞在したくなるまちの拠点とするなど生涯にわたり学ぶ機会の提供や多様な学習や交流の機会の充実に取り組み、「生涯にわたり学ぶことができる環境づくり」を進めます。

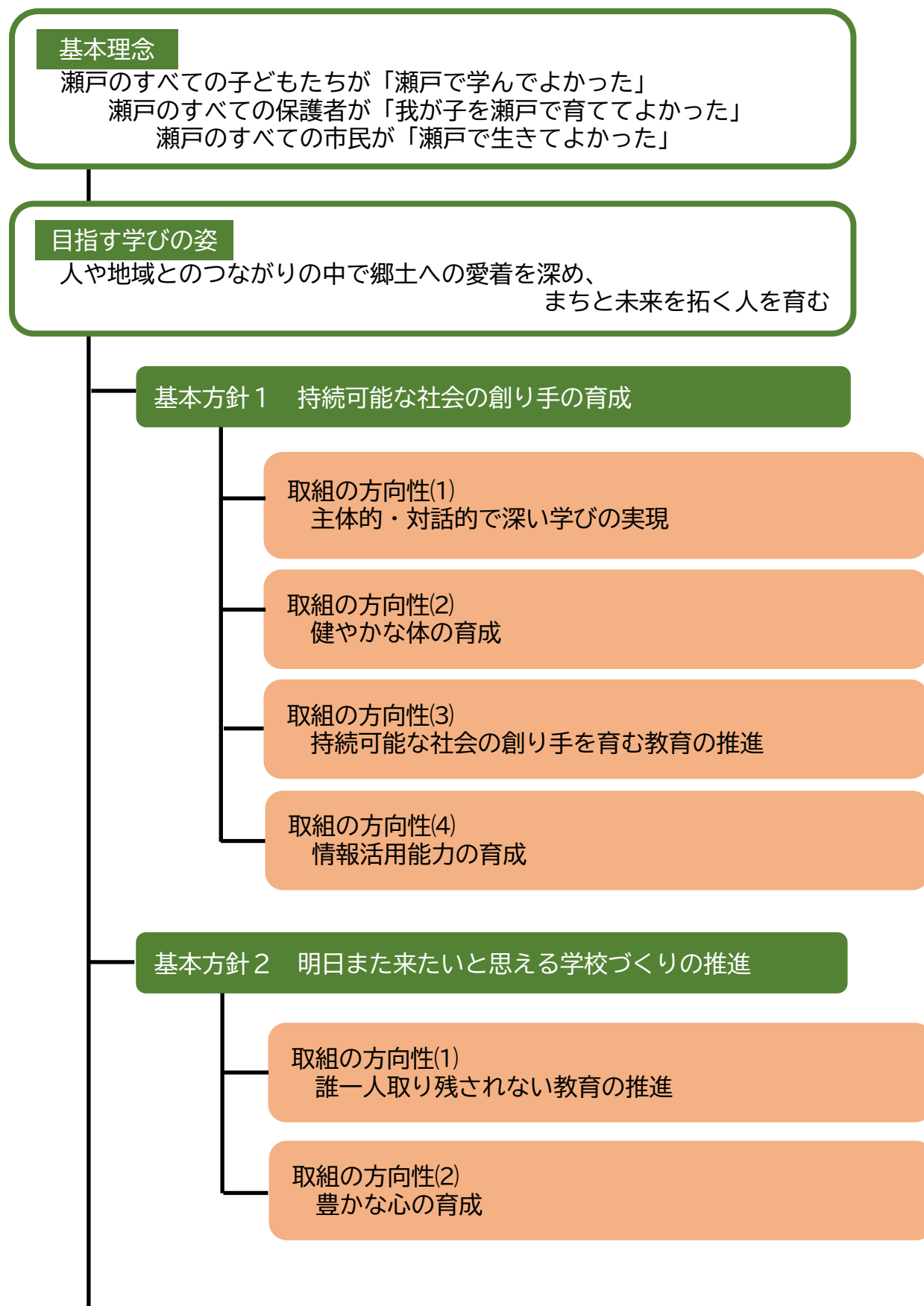
基本方針５ 安全・安心な教育環境整備の推進

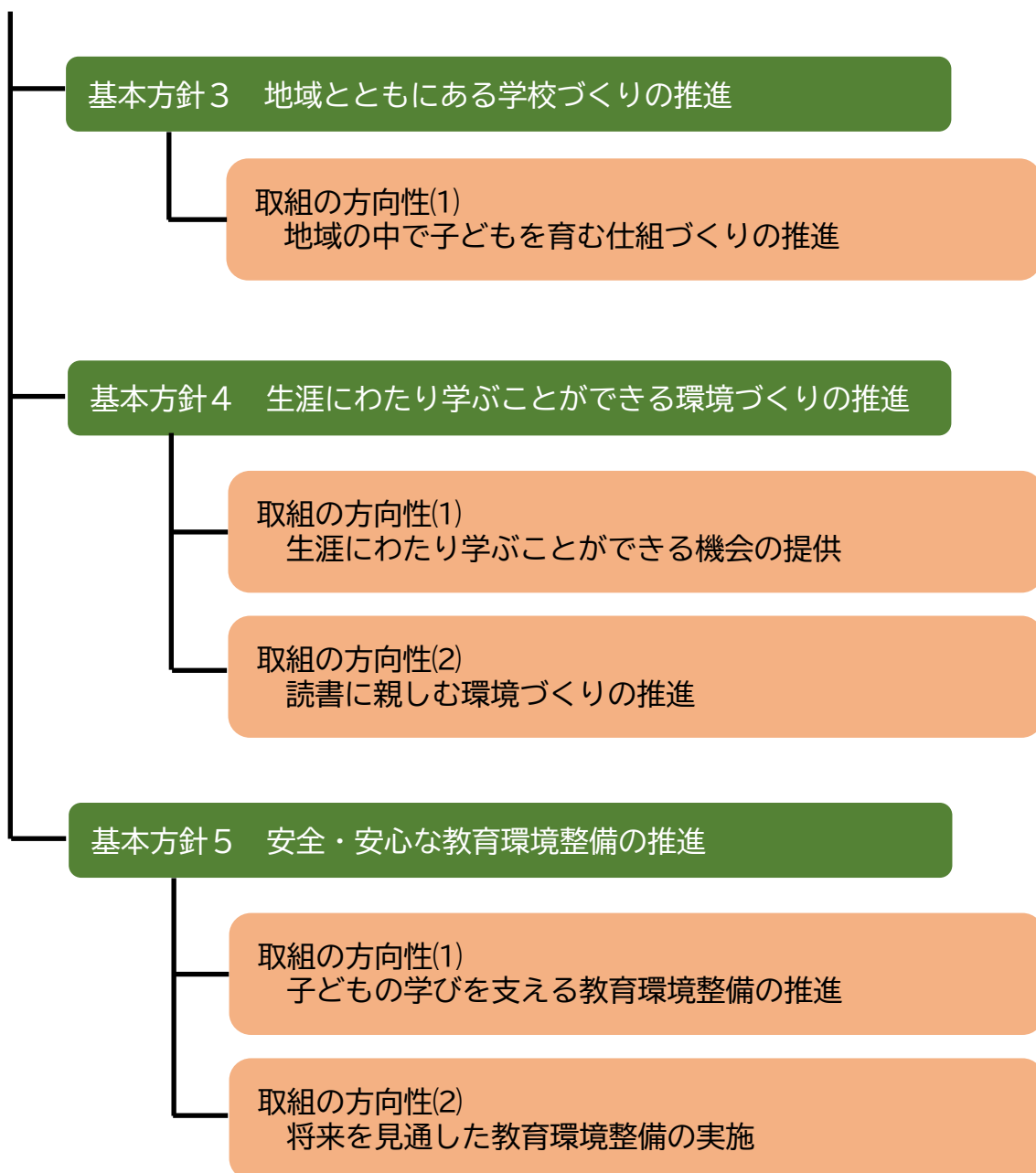
子どもたちが将来にわたって健やかに学び続けることができるよう、学校施設の計画的な維持管理や ICT 環境の整備、学びを支える体制づくりの充実に取り組み、「安全・安心な教育環境整備」を進めます。

指 標

取組の進捗状況や達成度	基準値	目指す方向
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う 児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小：75.6% 中：68.7% (2025 年度)	↑
学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小：87.3% 中：83.6% (2025 年度)	↑
地域の大人に、授業や放課後などで勉強やスポーツ、体験活動に関わってもらったり、一緒に遊んでもらったことがある児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小：40.4% 中：27.6% (2025 年度)	↑

4. 計画の体系図





第3章 取組の方向性・主な取組

取組の方向性1—(1)

主体的・対話的で深い学びの実現

現状・課題・方向性

- 全市的に展開している中学校ブロックでの小中一貫教育の強みを活かし、義務教育9年間を見通した系統的な学びを推進するとともに、学びの連続性を一層高めていくことが求められています。
- 激変する社会を生き抜くため、教科書内の知識習得にとどまらず、自ら問いをもち、多様な他者と協力して解決する「協働型課題解決能力」育むことが重要です。
- 挑戦を支える心の土台として、瀬戸への誇りや愛着を育むことが大切です。
- 教え込む授業から子どもの問いに伴走する形へと、児童生徒一人一人の興味・関心や学習状況に応じた学びを実現するため、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善が求められています。

主な取組

取組① 小中一貫教育の推進

協働型課題解決能力を育む「探究的な学び※」の推進

- 各小中学校において、日々の教科や「総合的な学習の時間」等を通じて、義務教育9年間を見通した系統性のある探究的な学び（課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現）を推進します。
- 児童生徒が自ら地域や社会の課題を見つけ、多様な仲間と協働して解決に取り組むプロセスを重視した授業づくりを充実させます。

郷土愛を育む教育の充実

- せともの（陶磁器）の伝統や歴史文化、豊かな自然環境など、本市が誇る「地域資源」に直接触れる体験的な学習を重視します。
- 地域社会の課題に協働して取り組むプロセスを通じて、豊かな社会性を育むとともに、子どもたち一人一人の瀬戸への誇りや愛着を育みます。

取組② 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善の推進

- 各学校において、共通の視点を大切にしながら、児童生徒が主体的に学ぶ授業づくりを推進します。
- 教員が一方向的に知識を教え込む授業から、児童生徒の問いを引き出し、主体的な学びを支える「伴走者」としての役割への転換を促します。
- 各種調査やアンケート結果等のデータを生かし、教員同士が授業改善の知恵を共有しながら、確かな学力※の向上に向けた日々の授業の工夫を進めます。

指 標

取組	取組の進捗状況や達成度	基準値	目指す方向
①	「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小：76.0% 中：71.1% (2025年度)	↑
②	「学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、発表するなどの学習活動を行った」と回答した学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	82.6 % (2025年度)	↑

【用語解説】

探究的な学び：子ども自身が課題を見つけ、情報を集めて分析し、周りと協力して答えを導き出す主体的な学習。

確かな学力：テストの点数だけでなく、知識、考える力、学びに向かう姿勢をバランスよく育む総合的な学力。

取組の方向性 1－(2)

健やかな体の育成

現状・課題・方向性

- 体を動かすことの心地よさや楽しさを実感し、運動に親しむ機会を充実させることにより、運動習慣を身に付け、継続的に運動に取り組む力を育むことが重要です。
- 近年、インターネット等を通じて健康や性、薬物に関する様々な情報が容易に手に入るようになり、児童生徒の健康や行動に大きな影響を与えています。氾濫する情報の中から、正しい情報を見極める力をいかに育てるかが課題となっています。
- 生涯にわたって健全な食生活を送ることができるようにするため、学校教育全体を通して食育に関する取組を進めていくことが求められています。
- 小学校の遊具については、定期点検に基づく安全管理を行っていますが、施設の経年化に伴い利用環境に課題が生じています。

主な取組

取組① 学校体育・健康教育の推進

- 幼保・小連携による運動促進事業を継続することで、体を動かすことの楽しさをより身近なものにし、日常的に運動に親しむきっかけづくりを推進します。また、体格・体力調査委員会からの提言をもとに、各校において児童生徒の健康増進と体力の向上を目指します。
- 子どもの成長に合わせて、心と体の健康を守る教育を深めます。心のケア、性についての正しい理解、健康的な生活習慣づくりなどを通して、子どもたちが健やかに育つ環境を整えます。

取組② 学校における食育の推進

- 各校において野菜の栽培や田植えなどの体験活動を多く取り入れ、食生活や食文化について理解を深めます。また、栄養教諭を中核として、学校教育活動全体を通して食育に関する取組を進めることで、学んだことを自分事として捉え、日常生活の中で実践していく力を育みます。
- 使用する食材の精選を行い、安心安全でおいしい給食を提供します。地産地消の推進や、磁器製食器の利用を通して、自然の恵みに感謝する心や郷土への愛着を育みます。

取組③ 小学校遊具の充実

- 定期点検や安全確認を継続するとともに、老朽化や利用状況を踏まえながら、計画的な維持管理や修繕・更新を行い、子どもたちが安心して体を動かすことができる環境づくりを進めます。
- 遊具の修繕・更新内容については、学校や児童の意向を取り入れて進めていきます。

指 標

取組	取組の進捗状況や達成度	基準値	目指す方向
①	「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは好きだ」と回答した児童生徒の割合 （全国体力・運動能力、運動習慣等調査）	小 5：90.0% 中 2：83.5% （2025 年度）	↑
②	「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合 （全国学力・学習状況調査）	小 6：94.2% 中 3：92.0% （2025 年度）	→
③	遊具を修繕・更新した小学校数	1 校 （2026 年度）	↑

取組の方向性 1－(3)

持続可能な社会の創り手を育む教育の推進

現状・課題・方向性

- 本市では、中学校を中心とした職場体験学習や、地域・企業と連携したキャリア教育※を重点的にしてきました。将来の予測が困難な現代において、社会の変化に対応できる柔軟な勤労観と職業観を育成する必要があります。単なる「職業調べ」や「一過性の職場体験」に終わらず、小学校から中学校までの9年間を見据えた系統的なカリキュラムの構築が求められています。
- これからの時代を生きる子どもたちには、主体的に自らの道を切り拓く力が求められています。グローバル社会を生き抜くためには、語学力などのコミュニケーション能力に加え、異なる文化的背景をもつ他者への共感力、そして日本や瀬戸市の歴史文化を理解し、自分の言葉で伝える発信力を育むことが重要です。

主な取組

取組① キャリア教育の充実

- 瀬戸キャリア教育推進協議会と連携し、連続性を持たせながら、関係機関や地域企業の協力のもと、自己有用感を育み、「自分らしい生き方」を実現するキャリア教育を推進します。
- 学びや活動の記録を蓄積する「キャリアパスポート」を活用し、小学校から中学校までの9年間を通じて、自らの成長を振り返り、将来の生き方を主体的に考える力を育みます。

取組② 本物に触れる学びの推進

- 瀬戸の伝統や自然などの地域資源を教材に、日々の授業で本物に触れる機会を確保します。観察・実験や専門家との交流を重視し、デジタルとアナログを融合した「五感で学ぶ体験」を通じて、豊かな感性と探究の芽を育みます。
- 子どもたちが夢や希望を持ち、自ら行動できるよう、多様な人やモノとの出会いを通して視野を広げます。心を動かされるリアルな体験を重ねることで、豊かな情操を育みます。

取組③ 国際理解教育の推進

- 外国語指導助手（ALT）を授業や学校生活で効果的に活用し、生きた言語に親しむ環境を整えます。単なる語学学習にとどまらず、自ら考えを発信し他者と意思疎通を図る実践的なコミュニケーション能力とグローバルな視野を養います。
- 地域に暮らす外国人住民を講師として迎えた母国の文化紹介など、日本人住民と外国人住民が直接触れ合い、互いの文化への理解を深められる交流の機会を提供します。
- 多様な背景を持つ人々や異文化との直接的な交流を通して、広い視野と多様性を尊重する豊かな感性を育みます。これらの国際的な体験を通じて、子どもたちが自国および瀬戸市の魅力を再発見できる取組を推進します。

指 標

取組	取組の進捗状況や達成度	基準値	目指す方向
①	「講師の話や下級生へ職場体験学習について説明することで、改めて働いている人の苦勞や働くことの大切さなどが学べたと思う」及び「おおむねそう思う」と回答した児童生徒の割合 (キャリアスクールプロジェクト「つなぐ」(中学校) 活動内容一覧表)	95% (2025 年度)	↑
②・③	「授業や学校行事での体験活動を通じて、自分の視野が広がったり、心が動かされたりした」と回答する児童生徒の割合 (学校評価(保護者用・教職員用))	R8.12 調査 (2026 年度)	↑
②・③	「学校において、地域資源や外部人材を活用した体験的な学習が十分に確保されている」と評価する保護者・教職員の割合 (学校評価(保護者用・教職員用))	R8.12 調査 (2026 年度)	↑

【用語解説】

キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための教育のこと。

取組の方向性 1－(4) 情報活用能力の育成

現状・課題・方向性

- 予測困難なデジタル社会※（Society 5.0※）を主体的に生きる子どもたちにとって、ICT を適切かつ効果的に使いこなす「情報活用能力」は、全ての学習の基盤となる極めて重要な力となっています。
- 1人1台端末の環境が日常化する中で、タイピング等の基礎的な操作スキルやメディアリテラシー※、情報モラルなどを、児童生徒の発達段階に応じて体系的に育む指導の充実が求められています。
- ICT 環境を日々の授業で効果的に活用し、子どもたちの一人一人の可能性を広げる豊かな学びを実現するためには、教員自身の「ICT 活用指導力※」の向上と、学校全体で情報教育を推進する体制の強化が課題となっています。

主な取組

取組① ICT を活用した児童生徒の資質・能力の向上

- 児童生徒の発達段階に応じたタイピング等の基本的な操作スキルを確実に習得させるとともに、デジタルを活用した情報の記録・整理・分析など、情報技術を効果的に活用する力を系統的に指導します。
- SNS の正しい使い方、著作権の意識、個人情報の保護など、デジタル社会を安全かつモラルを持って生きるための情報モラル教育を充実させます。
- インターネット上の膨大な情報から正しい情報を見極める力（メディアリテラシー）を養い、情報技術の特性や長所・注意点を理解して、データを主体的に加工・表現する学習活動を展開します。

取組② ICT を活用した教育の充実

- 教員が授業のねらいや子どもの思考の深まりに応じて ICT を効果的に活用できるよう、校内研修への支援や実践的な事例の紹介など、日々の授業づくりに役立つサポートを行います。
- 各学校において、効果的なデジタル授業の実践事例や指導アイデアを無理なく気軽に共有できる環境づくりを進め、学校全体の情報教育の質を高めます。
- 外部の人材（ICT 支援員等）を効果的に活用しながら、学校全体で情報教育を無理なく推進できる体制を整えます。

指 標

取組	取組の進捗状況や達成度	基準値	目指す方向
①	「自分は、PC・タブレットなどの ICT 機器を使って情報を整理する（図、表、グラフ、思考ツールなどを使ってまとめる）ことができる」と回答した児童生徒の割合 （全国学力・学習状況調査）	小：61.5% 中：65.9% （2025 年度）	↑
②	「コンピュータなどの ICT 機器の活用に関して、学校内外において十分に必要なサポートを受けられている」と回答した学校の割合 （全国学力・学習状況調査）	91.3% （2025 年度）	↑

【用語解説】

デジタル社会：インターネットや IT が生活の隅々まで行き渡り、仕事や学びがより便利で豊かになる社会。

Society 5.0：AI やロボットなどの最先端技術を暮らしに溶け込ませ、誰もが快適に生活できる未来の社会。

メディアリテラシー：ネットや SNS などの膨大な情報から、正しい情報を自分で見極め、上手に使いこなす能力。

ICT 活用指導力：教員がタブレットやデジタル教材を授業で効果的に使い、学びが深まる授業を行う指導力。

取組の方向性2—(1)

誰一人取り残されない教育の推進

現状・課題・方向性

- コロナ禍以降、不登校児童生徒数の急増に対応するため、中学校内に「せと“ここ” ほっとルーム」を設置したことで、不登校生徒数は微減しています。小学生を含み、継続する課題に対応するため、土台となる魅力ある学校づくりを進めるとともに、未然防止、早期発見のための取組や、スクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカー※等、関係機関との連携を強化するなど、総合的な対策を進めます。
- 通級による指導を受ける児童生徒や特別支援学級及び特別支援学校に在籍する児童生徒は増加しています。社会全般の障害者に対する理解も広がり、障害者の社会参加に対する意識の高まりに寄与するため、適切な学びの場の選択が求められています。
- 日本語教育を必要とする児童生徒は、近年増加傾向にあり、散在化、多言語化が進んでいます。児童生徒の「ことばの力」を包括的にとらえ、個に応じた指導・支援の在り方を系統的、段階的に行うための環境整備が求められています。

主な取組

取組① 困難を抱える児童生徒の対応・支援の推進

- 支援が必要な子どもや保護者に対して、それぞれが抱える問題や悩みを解消するための相談活動や子どもの居場所づくり推進事業「せと“ここ” ほっとルーム」を継続します。また、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行い、将来の自立と社会参加を目指します。
- 学級担任、養護教諭等の学校関係者とスクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカー※等の関係機関との協働により、校内の教育支援体制の充実を図ります。

取組② 多様性に応じた学びの支援

- 共生社会実現に向けたインクルーシブ教育※システムを推進し、合理的配慮に対する教員の理解促進に努めます。
- 幼保小中特別支援学校や発達支援室等の他機関との連携により、巡回相談事業や研修会を実施し、子どもの特性の理解の促進を図ります。また、特別支援教育リーダー養成講座の実施や、小中特別支援学校間での人事交流を活性化し、特別支援教育の推進者となる教員の育成を図ります。
- 支援が必要な子どもや保護者が、一人一人の障害の特性や教育的ニーズに応じた

適切な教育を受けられる学びの場を選択できるよう、相談活動の充実に努めます。

- 特別支援教育支援員や学校サポーター※の配置を進めます。

取組③ 日本語教育の支援体制の充実

- 日本語教育が必要な児童生徒に対する支援が行えるよう、日本語指導員や外国人サポーター※を学校に派遣します。
- 日本語初期指導※を必要とする児童生徒が日本語初期指導を受けられる環境を整えます。
- 必要に応じて語学相談員を派遣し、日本語教育を必要とする児童生徒が在籍する学校をサポートします。

指 標

取組	取組の進捗状況や達成度	基準値	目指す方向
①	不登校児童生徒の割合（不登校出現率）	小 3.2% 中 7.3% (2025 年度)	↓
②	幼保小中特別支援学校や発達支援室等の他機関との連携により実施した巡回相談事業と研修会の回数	37 回 (2025 年度)	→
③	日本語教育が必要な児童生徒が在籍する学校における日本語指導員又は外国人サポーターの配置の割合	88.2% (2025 年度)	→

【用語解説】

教育サポートセンター：多様な支援を必要とする児童生徒や保護者に対して、学校・家庭・地域や関係機関が連携して、多方面から一貫した支援をする体制のこと。

スクールカウンセラー（SC）：臨床心理士などの資格をもち、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、カウンセリングするとともに、それらに関わる教職員や保護者への助言や支援を行う人のこと。

スクールソーシャルワーカー（SSW）：社会福祉士の資格をもち、不登校や発達障害などの問題の解決に向けて福祉的な視点で教員や保護者の関係を調整するとともに、関係機関との連携調整を図る人のこと。

インクルーシブ教育：障害のある人がもてる能力や可能性を最大限に発揮し、自由に社会参加することを可能にし、障害のある子どもと、ない子どもが可能な限り同じ場で教育を受けられるようにすること。

学校サポーター：学校の指導方針や個別の教育支援計画に沿って、学級担任の指導を支え、特別な支援を必要とする児童生徒をサポートするボランティアのこと。

取組の方向性2—(2)

豊かな心の育成

現状・課題・方向性

- いじめの認知件数は年々増加しています。いじめの定義や積極的な認知に対する理解が広がったことなどによるものと考えます。いじめの未然防止や早期対応のためにも、子どもたちの他人を思いやる心などを育てるとともに、相談体制の充実が求められています。
- 全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることは平和で幸福な社会の基盤となるものです。しかし、社会には依然として様々な人権課題が存在します。自分とは異なる考え方や文化、背景をもつ人などと手を携えて生きていけるよう、豊かな人間性と実践力を育むことが重要です。

主な取組

取組① いじめ防止対策の推進

- 瀬戸市いじめ防止基本方針※に基づく取り組みを推進し、「自分が大切な存在である」と実感できる環境づくりや「一人一人が認め合い、互いに支え合う」ことができる集団づくりを進めていきます。
- 子どもがいじめについて相談しやすい環境を整えるとともに、ICTを活用した毎日の心の健康観察、定期的なアンケート調査や個人面談などにより、いじめの早期発見に努めます。
- 「学級集団アセスメント（Q-U）※」を実施し、いじめの早期発見・早期対応に努め、望ましい学級集団づくりに役立てます。

取組② 人権教育の推進

- 自己有用感に裏付けされた自己肯定感を高め、自分のよいところや一人一人の違いを認め合う教育を推進します。
- 様々な価値観を大切にできるよう、自分とは違う考えを受け入れ互いを尊重し合う教育を推進します。

指 標

取組	取組の進捗状況や達成度	基準値	目指す方向
①	「自分には良いところがあると思う」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小 6:85.1% 中 3:83.3% (2025 年度)	↑
②	「人の役に立つ人間になりたい」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小 6:96.9% 中 3:95.4% (2025 年度)	↑

【用語解説】

学級集団アセスメント（Q-U）：アンケート形式による心理検査の一つ。標準化され高い信頼性をもち、学級満足度と学校生活意欲度を測る。これにより、不登校の予防やいじめの早期発見ができ、学級運営について役立つ。

瀬戸市いじめ防止基本方針：いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを前提として、教育委員会と学校・家庭・地域・関係機関が連携して、いじめの防止などの対策を推進するために策定された方針のこと。

取組の方向性3－(1)

地域の中で子どもを育む仕組づくりの推進

現状・課題・方向性

- 人口が減少し、核家族化が進行するとともに共働き世帯が増え、地域社会の人間関係の希薄化による子育て家庭の社会的孤立、貧困家庭の増加などの状況があります。そこで学校・家庭・地域が連携し、共に子どもを育て、共に地域をつくるという学校を核とした地域ごとの取組が求められています。
- 少子化の進行により、空き教室が増えています。一方で、空き教室を子どもの居場所づくり事業や放課後学級に活用しています。

主な取組

取組① コミュニティ・スクールの推進

- 地域と学校は、ともに子どもを育成する当事者として、学校教育目標や目指す子ども像を共有し、パートナーとして相互に連携・協働することにより、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- 学校を核とした協働の取り組みを通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤を構築していきます。

取組② 部活動の地域連携・地域展開の推進

- 国が定める「部活動改革実行期間（2026年度～2031年度）」の6年間で、原則、公立中学校の全ての学校部活動において、休日及び平日の部活動の地域展開の実現を目指します。
- 将来にわたって継続的に運動・スポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、部活動の地域展開等を進め、地域全体で支えていけるよう、支援をしています。

取組③ 学校施設・設備の有効活用の検討

- 空き教室などの学校施設や設備について、学校運営への影響を踏まえながら、地域コミュニティの活性化や学校活動の支援に資する活用の可能性を検討します。
- 小学校周辺の公園のあり方と合わせて、小学校の遊具を地域に開放する検討を行います。

指 標

取組	取組の進捗状況や達成度	基準値	目指す方向
①	中学校ブロックへのコミュニティ・スクール (学校運営協議会及び地域学校協働本部の導入学校数)	7 校 (2026 年度)	→
②	地域展開が進んだ部活動数	0 部 (2025 年度)	↑
③	学校施設・設備の有効活用件数 (せと“ここ”ほっとルーム 7 件 放課後児童クラブ 14 件 学校体育施設スポーツ開放 21 件)	42 件 (2026 年度)	↑

取組の方向性4－(1)

生涯にわたり学ぶことができる機会の提供

現状・課題・方向性

- 公民館や地域で様々な生涯学習講座を開催し学びの場を提供しています。
- 公民館をはじめとして、様々な講座があるが、受講者が固定化・高齢化しています。
- 健康への関心は高まっているものの、子育て世代は仕事や家事、育児などにより継続的にスポーツを行う時間の確保が難しくなっています。
- 高齢者の健康維持や介護予防のため、無理なく継続できる運動やスポーツ機会の充実が求められている一方で、参加者の固定化や指導者の担い手不足が課題となっています。
- 障がいのある方やスポーツ初心者など、多様な市民が気軽に参加できる機会や情報提供が十分ではなく、インクルーシブスポーツ※の普及や環境整備が必要となっています。
- 学校施設スポーツ開放の開放施設には管理指導員を置いています。が高齢化や人材不足により管理方法の検討が必要となっています。

主な取組

取組① 生涯にわたり学ぶ機会の提供

- 社会教育としての生涯学習だけでなく、他の分野の様々な学びとも連携し、生涯にわたり学ぶ機会の提供をおこないます。
- 学ぶ機会の提供においては、地域や住民ニーズについてアンケート等を活用し把握し、企画につなげていきます。
- 学ぶ機会の提供のみならず、参加につなげるよう住民への周知に努めます。

取組② 生涯にわたるスポーツの推進

- 市長部局において、子どもの運動習慣づくり、高齢者向けの健康・体力づくり教室の開催、障害の有無に関わらず参加できるインクルーシブスポーツの推進を行っています。
- 市体育館をはじめとするスポーツ施設とあわせて学校体育施設スポーツ開放により、生涯にわたってスポーツを行うことができる環境を整えていきます。
- 学校施設スポーツ開放の開放施設について、電子キーの導入などより効率的な管理体制の整備を進めます。

指 標

取組	取組の進捗状況や達成度	基準値	目指す方向
①	生涯学習講座開講数 (公民館生涯学習補助事業開講講座数 45 講座、テーマ型生涯学習開講講座数 23 講座)	68 講座 (2025 年度)	→
②	学校施設スポーツ開放による施設利用者数	94,342 人 (2025 年度)	↑

【用語解説】

インクルーシブスポーツ：年齢、性別、障害の有無、国籍、体力レベルなどに関係なく、誰もが一緒に参加し楽しめるスポーツのこと。

取組の方向性4－(2)

読書に親しむ環境づくりの推進

現状・課題・方向性

- 乳児から幼児、児童・生徒の子どもの発達段階に応じて読書活動は行われていますが、乳幼児期から切れ目なく読書に親しむ機会を充実することが必要です。
- 学校や図書館を中心に読書環境は整備されていますが、子どもが本に興味を持ち、本に出合える環境を整えることが必要です。
- 「読書週間」を中心に図書館や学校等で様々な催事や啓発活動を行っています。催事等の実施により子どもや市民の読書活動への関心を高めることが必要です。
- 令和8年度に本館をリニューアルしましたが、現在の施設の利用にとらわれず、利便性の高い場所への新築・複合化を含めた将来の整備方針を横断的に検討し、その方向性を市民と共有します。

主な取組

取組① 読書に親しむ機会の提供・充実

- 家庭、学校、図書館、地域等、各主体がそれぞれの場で、子どもが本に親しみ、自主的に読書する機会を提供・充実します。
- 子どもが本に親しむことの喜びや楽しさを感じ、読書を通じ生きる上で必要な知識を得ることができるように、子どもの発達段階に応じた働きかけを行っていきます。

取組② 読書活動推進のための環境の充実

- 図書館リニューアルに伴い「大人がゆっくり楽しめる。子どもも一緒に楽しめる。」をコンセプトとし、テーマ別配架に対応した「本に出合える図書館」とする等、環境を整えます。
- 子どもが本に興味を持ち、良い本に出合うことができるように、身近に本があり子どもと本をつなぐことができる環境を整えます。
- 学校、図書館、関係機関等が連携・協働して、読書活動を推進する雰囲気が育まれるよう施設の環境を充実します。

取組③ 読書活動への理解と関心の普及・啓発

- 子ども自身が読書への関心を高めるとともに、子どもに関わるすべての人が子どもの読書活動の意義と重要性について理解を深めるための普及・啓発を行います。

指 標

取組	取組の進捗状況や達成度	基準値	目指す方向
①	図書館で活動する読み聞かせボランティア 団体数・人数	5 団体・ 50 人 (2025 年度)	↑
②	図書館の団体貸出冊数	33,508 冊 (2023 年度)	↑
③	学校での朝読等実施率	小：75% 中：71% 高：25% (2025 年度)	→

取組の方向性 5－(1)

子どもの学びを支える教育環境整備の推進

現状・課題・方向性

- 児童生徒の通学時における暑さ対策が重要な課題となっており、体育館への空調設備の導入や冷凍庫の設置などの熱中症対策を含めた教育環境整備をしました。
- 令和8年度に、全小中学校の防犯カメラの機器を更新するとともに、体育館に空調設備を整備します。
- 1人1台端末による日常的なクラウドの活用が進む中、校内ネットワークの安定した通信速度の確保や、利用する場所や接続するネットワークを問わない安心・安全な情報セキュリティ対策の構築・維持が求められています。
- 教員の長時間勤務の是正と健康確保は、重要課題となっています。国・県の方針を踏まえ、適切な業務量管理と健康確保に向けた実施計画を策定し、働き方改革を推進しています。

主な取組

取組① 安全・安心な教育環境整備の検討

- 暑さ対策や安全対策を目的として整備した設備等について、適切な維持管理を行い、安全・安心な教育環境の確保に努めます。
- 学校を取り巻く状況の変化を踏まえ、暑さ対策や安全対策の充実に向けて引き続き検討を行い、必要な環境整備を進めます。

取組② ICTを活用するための環境・体制の整備

- 各校において Wi-Fi アクセスポイントの強化や通信契約の見直しを行うことにより校内ネットワークを改善し、必要なネットワーク速度を確保するとともに、端末・プロジェクタ等の配備やデジタル教科書・教材等の導入など、国や最新技術の動向を踏まえた最適な ICT 環境を整備します。
- 学校情報セキュリティポリシーの定期的な見直し（ルール整備）と、接続環境を問わない実効性のあるセキュリティ対策（技術整備）を一体的に進め、教職員や児童生徒が安心して ICT を活用できる環境を整備します。

取組③ 教職員の働き方改革の推進

- 学校を取り巻く現状や教職員の働きがいに配慮し、「学校と教師の業務の3分類」（①本来担うべき業務、②必ずしも教職員が担う必要のない業務、③基本的に学校以外が担うべき業務）に基づく適切な業務量管理を推進します。
- 授業時数の適正化や日課表の工夫、校務 DX の推進、電話対応の見直しなどの具体策を講じることで、教職員が担う業務の適正化を図ります。
- 統合型校務支援システムや既存の業務支援アプリの効果的な活用により学校業務の合理化を進めるとともに、システムのクラウド化や共同調達を見据えた次世代型校務支援システムの導入に向けて県や他市町村と連携し、教職員がより働きやすい勤務環境を整備します。

指 標

取組	取組の進捗状況や達成度	基準値	目指す方向
①	安全・安心な教育環境のために整備した施設等が適切に管理されている学校数	小：14校 中：7校 (2026年度)	→
②	ICTを活用するための環境・体制が整備され、適切に管理されている学校数	小：14校 中：7校 (2026年度)	→
③	年間時間外在校等時間360時間を上回る割合	小：38.2% 中：65.8% 特別支援：15.1% (2024年度)	↓

取組の方向性 5－(2)

将来を見通した教育環境整備の実施

現状・課題・方向性

- 学校施設の築年数は 50 年を超えるものも多く、老朽化する中で、計画的に改修・更新していくことが課題となっています。
- 既存単独校調理場については、現状及び近い将来での修繕費、維持費の負担が大きく、調理員の作業環境を改善するため、センター化の検討を進めています。
- 児童生徒数は減少傾向にあり、今後もその傾向は続くことが想定されています。
- 児童生徒数の減少や地域ごとの人口偏在により、学校規模の不均衡が生じています。

主な取組

取組① 計画的な学校施設の維持管理

- 児童生徒数の将来推計の動向を踏まえ、維持・更新すべき学校と統合・再編等を検討する学校を想定した中長期的な整備、管理スケジュールを策定します。
- 施設の老朽化状況や安全性を把握するため、計画的に点検を行い、必要な修繕・更新の内容や時期を適切に判断し、実施します。
- 給食センターのあり方は、今後の児童生徒数の推移を踏まえ、まずは必要最小限の食数を調理できる規模とし、整備方法、整備費、将来性などを公共施設等総合管理計画推進本部会議等で整理します。

取組② 児童生徒数の変化に対応した適正規模・適正配置の検討

- 少子化や地域人口の動向を踏まえ、将来の児童生徒数の推移を継続的に把握・分析し、再編等を含めた適正配置について、地域の実情に応じて総合的に検討します。
- 学校の統合・再編にあたっては、教育環境や通学条件への影響などを丁寧に説明し、地域住民や保護者の理解と協力を得ながら合意形成を図ります。

指 標

取組	取組の進捗状況や達成度	基準値	目指す方向
①・②	施設維持管理上の不具合による教育支障件数	0 件 (2025 年度)	→

第4章 計画の推進

1. 計画の進行管理

- 本計画を着実に推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の結果を踏まえ、PDCAサイクルのもとで計画の進行管理を行います。
- 次期瀬戸市将来計画の政策目標の達成に向けた事業の点検において、主な取組の進捗管理や成果の把握を行います。

2. 関係部署との連携

- 総合教育会議※などを活用して、市長と教育委員会が課題や方向性を共有し、教育行政の一体的かつ効果的な推進を図ります。
- 分野横断的な取組が重要であることから、「瀬戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」により市長が管理及び執行することとなった公民館・スポーツ・文化に関する事務や、幼児期の教育・保育事業の担当部署と連携・調整を図りながら取組を推進します。

【第2次瀬戸市子ども総合計画】

事業名	事業概要	担当
子どもに対する取組	幼児期の「命の学習」や小・中学校での性教育などを通じ、自己肯定感を育み、子ども自身が自らを守る力を育てます。	せとっ子ファミリー交流館 保育課 学校教育課
幼児教育及び保育と小学校との連携	幼児教育及び保育と小学校教育との連携を図り、切れ目のない支援をします。	保育課 児童発達支援センター 発達支援室 学校教育課
学校での防災教育	学校との連携にて、防災学習、防災キャンプ等を通じて、防災意識の向上を推進します。	防災安全課
通学路安全点検	関係機関と連携し、毎年数校、小学校の通学路の合同点検を行います。	防災安全課 建設課 維持管理課 学校教育課

多様な個性やニーズに応じた教育の推進	子どもの特性に合わせた合理的配慮や日本語指導を必要とする子どもたちへの支援を行います。	教育政策課 学校教育課 社会福祉課 児童発達支援センター 発達支援室
放課後児童クラブと放課後学級との校内交流型又は連携型による実施	小学校内における放課後児童クラブと放課後学級との校内交流型又は連携型による実施を推進します。	こども未来課 教育政策課
子どもの非認知能力を育むためのプログラムの実施	子どもの自己肯定感を育む機会につなげるため、保育園在園中から小学校まで連携し、「命の学習」「食育」「運動促進」等のプログラムを普及促進します。	保育課 学校教育課
ブックスタート事業の実施	6か月児健康相談の際に、子どもの成長や発達を促し、親子の絆を深めることを目的に、絵本をひらく楽しい「体験」とメッセージを添えて「絵本」を手渡す事業です。 赤ちゃんと保護者が絵本を通して楽しい時間を分かち合うことを応援します。	こども若者家庭センター 図書館
瀬戸の食文化への愛着の醸成	給食において使用する食器は、全て本市産の強化磁器を使用し、保育園・小中学校給食における瀬戸らしい食文化への愛着の醸成のための取組を行います。	保育課 学校教育課
小中学生の保育体験の実施	小・中学校で保育体験を行うことで、育児のすばらしさ、大切さ等を学び、育児参画の意識を高めます。	保育課 学校教育課
中学生の保育実習	中学3年生が事前に準備したおもちゃ等を各地域の保育園の園児に披露し、一緒に遊び、ふれあう体験を通じて、育児のすばらしさを学び、これからの生活に結び付けて考えられるようにします。	保育課 学校教育課

【用語解説】

総合教育会議：地方公共団体の長（市長など）と教育委員会が、教育方針や施策について話し合い、方向性を共有するための会議で、地方高校団体の長が設置するものです。

○瀬戸市教育振興基本計画検討会

1. 検討会委員

分類	所属	役職	氏名	検討会役職
学識経験者	名古屋学院大学	学長	伊澤 俊泰	委員長
学校教育関係者	愛知県立旭野高等学校	校長	岡島 正純	副委員長
	地域学校協働活動推進員	地域学校協働活動推進員	柳田 美由紀	
瀬戸市立学校教職員の代表	にじの丘小学校	校長	此下 明雄	
	品野中学校	校長	加藤 弓子	
	瀬戸特別支援学校	校長	下方 菜穂子	
社会教育関係者	瀬戸市社会教育委員	委員長	福岡 明	
	瀬戸市スポーツ協会	常任理事	野中 慶一郎	
	瀬戸キャリア教育推進協議会	キャリア教育推進コーディネーター	井上 晴子	
	瀬戸市図書館協議会	委員	加藤 絹子	
P T A関係者	瀬戸市小中学校 PTA 連絡協議会	顧問	八鳥 信彦	

2. 検討会開催結果

検討会	日時	議題	出席委員数
第1回	2026年6月19日	【報告事項】 ○瀬戸市教育振興基本計画検討会の目的、計画概要・策定体制・策定スケジュールについて 【検討事項】 ○瀬戸市教育振興基本計画 2031（案）について ○子どもからの意見聴取について	10名
第2回	2026年8月4日	【検討事項】 ○瀬戸市教育振興基本計画 2031（案）について ○子どもからの意見聴取の結果について	

第3回			
第4回			

○子どもからの意見聴取の結果

.....

○パブリックコメントの結果

.....